

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろうど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2023

6

Vol. 73

1 ゆんたくひんたく

2 令和5年4月 源泉所得税の改正のあらまし

4 コロナが5類へ変更 テレワークの取扱いは？

3 裁量労働制の導入・継続に新たな手続きが必要

5 2023年G7倉敷労働雇用大臣宣言のポイント

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

ゆんたくひんたく

橋本です。いつも大変お世話になっております。

2023年5月8日、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類へと変更されました。

2020年1月16日に国内初の感染者が確認されてから、ダイヤモンド・プリンセス号の入港、店員からマスクが消える、トイレットペーパーの品薄、オリンピックの延期、アベノマスクの配布、そして2021年9月まで断続的に続くことになった緊急事態宣言の発出と解除という一連の出来事は忘れようとしても忘れられるものではありません。

窮屈な3年間を経て、慣れ親しんだ日常を取り戻すための歩みが始まろうとしています。私自身は一人ひとりの価値観の違いを理解しながら、カメの歩みのごとく(『松下幸之助「一日一話」』)、自分のペースで着実にあの頃の日常を取り戻していくつもりです。

さて、5類への変更をもって、新型コロナ患者への対応は、季節性インフルエンザと同様にそれぞれの判断に委ねられることとなります。患者などの療養期間については、政府から次のような考え方が示されていますので、判断の際の参考にしていただくと幸いです。

- 発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間程度が経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨。その後10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨。
- 一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはない。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められないこと。
- ご家族、同居されている方が感染した場合、外出時に不織布マスクの着用や高齢者などハイリスク者と接触を控えるなどの配慮は求められていること。

施行済みの改正・決定済み
施行前の改正

国税庁が「令和5年4月 源泉所得税の改正のあらまし」を公表 気になる改正を紹介

国税庁から、「令和5年4月 源泉所得税の改正のあらまし」が公表されました。これは、令和5年度の税制改正などにより、源泉所得税関係について行われた改正のうち、主要なものを紹介するものです。次のような改正も行われますので、確認しておきましょう。

……………「令和5年4月 源泉所得税の改正のあらまし」から抜粋……………

□ 給与支払明細書及び給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供するための要件である給与等の支払を受ける者の承諾手続について、給与等の支払をする者からその支払を受ける者に対し、「給与等の支払をする者が定める期限までにその承諾をしない旨の回答がないときはその承諾があったものとみなす」旨を通知し、その期限までに回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなす方法が加えられています。
【この改正は、令和5年4月1日以後に行う通知について適用】

□ 「給与所得者の扶養控除等申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされます。
【この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」について適用】

★国は行政手続きの電子化を進めており、扶養控除等申告書についても前年と申告内容が同じ場合の記載の省略等、少しずつ企業及び労働者双方の事務負担を減らす方向に改正されています。他の改正事項も確認しておきたい場合は、気軽にお声掛けください。

決定済み
施行前の改正

令和6年4月から裁量労働制の導入・継続に新たな手続きが必要に

裁量労働制について、「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第39号)」や関係告示により改正が行われ、その改正規定が令和6年4月1日から施行・適用されることになりました。厚生労働省からは、その改正内容を周知するためのリーフレットが公表されています。どのような改正が行われるのか、リーフレットから、そのポイントを紹介しておきます。



……………厚生労働省のリーフレット「裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です」より……………

令和6年4月1日以降、新たに、又は継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入するすべての事業場で、必ず、

- 専門業務型裁量労働制の労使協定に次頁*①を追加
- 企画業務型裁量労働制の労使委員会の運営規程に次頁*②③④を追加後、決議に次頁*①②を追加

して、裁量労働制を導入・適用するまで(継続導入する事業場では令和6年3月末まで)に労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。

(次ページへ続く)

＊追加事項

- ①本人同意を得ること・同意の撤回の手続き
- ②労使委員会に賃金・評価制度を説明すること
- ③労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行うこと
- ④労使委員会は6か月以内ごとに1回開催すること

その他、企画業務型裁量労働制の定期報告の頻度の見直しなども行われます。

★施行・適用は少し先ですが、裁量労働制を導入している場合（導入をお考えの場合）には、早めに確認しておきたいところです。必要であれば、リーフレットなどを交えて説明させていただきます。気軽にお声掛けください。

要確認

新型コロナの感染症法上の位置付け変更を理由とする テレワークの廃止は認められるか？

新型コロナの感染症法上の位置付け変更を理由として、企業側が一方的にテレワークを廃止し、出社を求めてもよいのでしょうか？ この点について、厚生労働省から、対応の考え方等を示したリーフレットが公表されました。そのポイントを確認しておきましょう。



……………新型コロナの感染症法上の位置付けの変更等に伴うテレワークの取扱いについて……………

新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症へ変更されることや感染状況の変化等により、テレワークを実施していた企業においてテレワークの取扱いを変更する事案も見受けられます。テレワークは、感染症対策だけでなく、ワークライフバランスなど労働者と使用者双方にとって様々なメリットのある働き方であり、その取扱いについては労働者と使用者の間でよく話し合っていくことが望ましいと考えられます。

テレワークについての基本的な考え方

- 雇用契約や就業規則において、労働者が任意にテレワークを実施できることが規定され、労働条件となっているのであれば、その規定に従う必要があり、原則として使用者が一方的にテレワークを廃止し、出社させることはできません。
- テレワークは、労働者と使用者の双方にとって様々なメリットのある制度であることから、その取扱いについては労働者と使用者の間でよく話し合っていくことが望ましいと考えられます。

| 労働者側のメリット | 使用者側のメリット |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・通勤時間の短縮及びこれに伴う心身の負担の軽減・仕事に集中できる環境での業務の実施による業務効率化、時間外労働の削減・育児や介護と仕事の両立 等 | <ul style="list-style-type: none">・業務効率化による生産性の向上・育児や介護等を理由とした労働者の離職の防止・遠隔地の優秀な人材の確保・オフィスコストの削減 等 |

★雇用契約や就業規則の規定内容次第ですが、基本的には、企業側から一方的にテレワークを廃止し、出社させることはできないということになります。政府の考えは、たとえコロナ禍が過ぎ去ったとしても、テレワークのメリットを今一度見直して、テレワークを定着させたいといったところですね。

その意向も汲み取って、より効果的なテレワークの実施などをお考えの場合は、気軽にご相談ください。

要チェック

G7倉敷労働雇用大臣宣言 リスキリングは「経費」ではなく「投資」

令和5年4月下旬に、岡山県倉敷市において開催された「G7労働雇用大臣会合」において、大臣宣言が取りまとめられました。そのポイントを確認しておきましょう。

.....2023年G7倉敷労働雇用大臣宣言のポイント.....

- 今次会合では、G7各国が直面する人口動態変化、DX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）を背景に対応の重要性が増している「人への投資」を議論。
- 「人への投資」の中心となるリスキリングは、働く人への支援という位置づけのみならず、生産性向上や賃上げにつながるとの観点から、「経費」ではなく「投資」であるとの理解を、G7の共通認識として確認。各国において積極的に取り組みを進める必要性があることを合意。
- 働く人がDX/GXによる産業構造変化に柔軟に対応して誰にとっても公正な形で新しい社会への移行が進むよう、そしてパンデミックの影響を強く受けた層や訓練機会へのアクセスが限られる層を取り残すことなく人への投資が行われるよう取り組むことについて、G7労働雇用大臣の決意を示した。

★政府は、最近になってリスキリングなどの「人への投資」を重要政策へと引き上げていますが、この宣言を見れば、その理由が先進諸国に同調するためであることが分かります。

各企業においても、このような国際的な潮流は意識すべきかもしれません

お仕事 カレンダー 6月

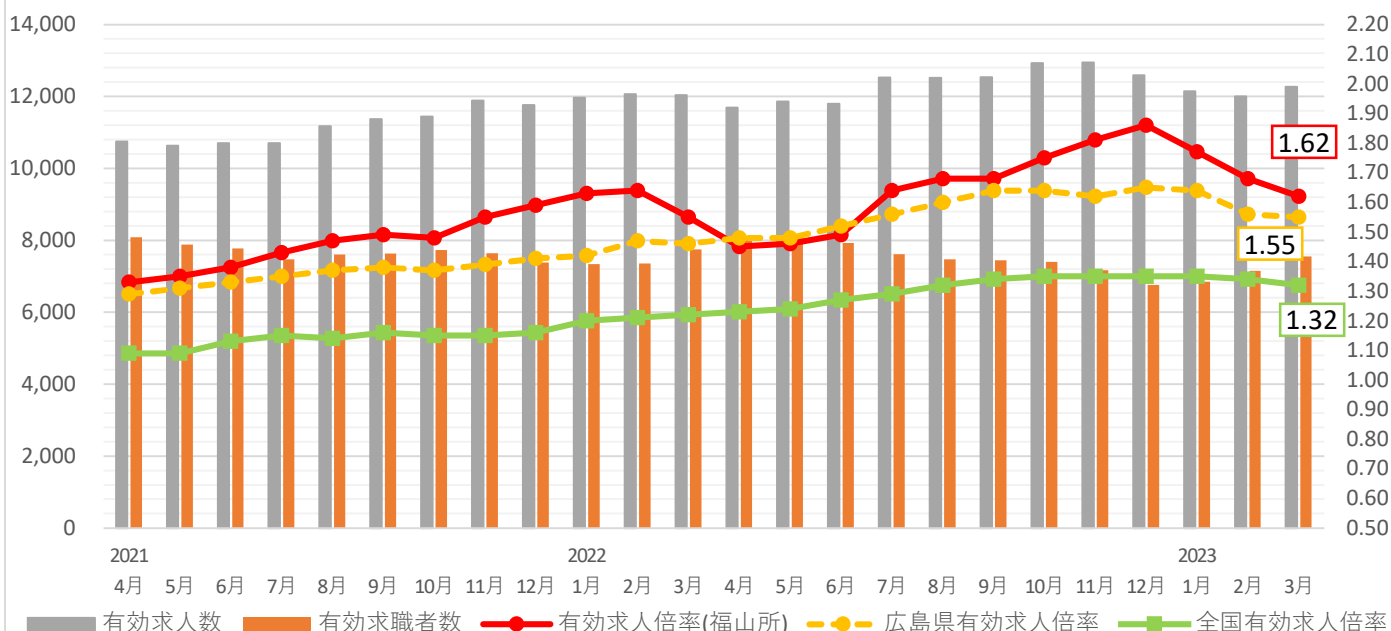


6/1 ● 労働保険の年度更新手続きの受付開始（～7/10）

6/12 ● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
● 納期特例の適用を受けている個人住民税特別徴収税（2022年12月から2023年5月分）の納付

6/30 ● 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
● 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

月間有効求人・求職・求人倍率の推移



過去5年の月間有効求人・求職・求人倍率の推移 — 2018年4月から2023年3月まで —

